

厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画策定方針

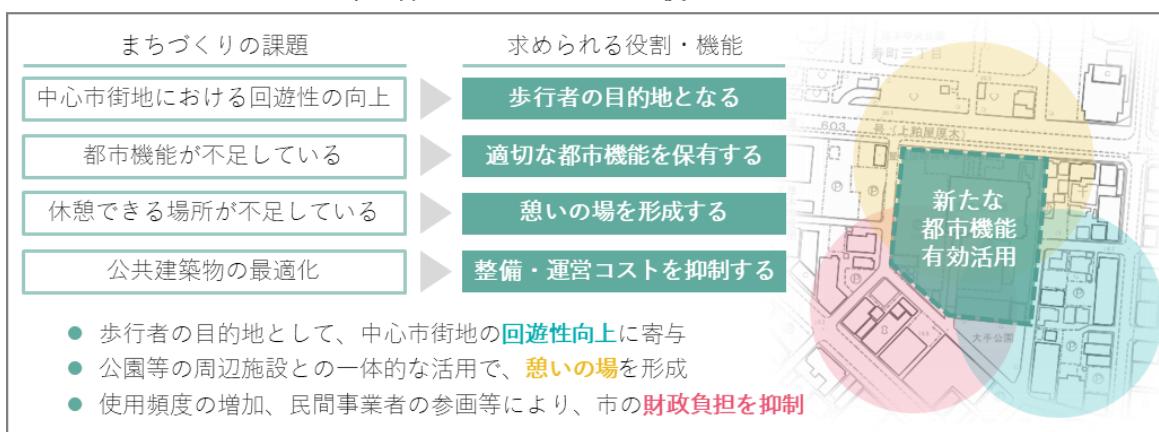
1 計画策定の趣旨

本市では、複合施設あつめきの建設を皮切りに、本厚木駅北口周辺の生まれ変わりなど、まちづくりの新たな局面を迎ますが、市役所の用地としての役割を終える現在の本庁舎敷地についても、変化する時代に対応した新たな役割が求められています。

本庁舎敷地の跡地等活用に当たっては、歩行者の目的地として、中心市街地の回遊性向上に寄与することを始めとする求められる役割を十分に考慮するとともに、「生まれ変わる中心市街地の実現」や「スポーツ・文化芸術・歴史の聖地の実現」、「災害対応力の強化」など、本市の重点政策を踏まえ、多様な人々が集う新たな交流拠点として、多目的アリーナ整備の方向性を定めた厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針（以下、「基本方針」という。）を令和7年3月に策定しました。

この基本方針の内容を踏まえ、中心市街地のまちづくりや地域活性化の核となる多目的アリーナの規模や事業手法等の条件を定める厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するに当たり、基本的な方針を定めるものです。

本庁舎敷地跡地に求められる役割・イメージ



2 事業対象地及び周辺施設の概要



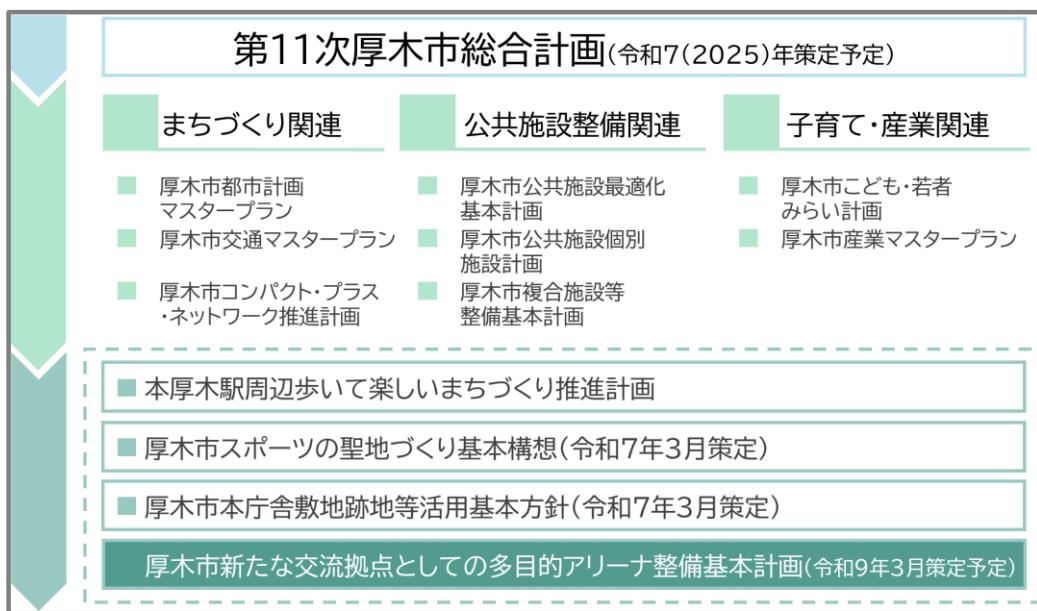
所在地	厚木市中町三丁目 17 番 17 号		敷地面積	8,686.19 m ²
既存建物 の概要	構造	鉄筋コンクリート造	階数	地上 5 階 地下 2 階
	竣工年月	昭和 46 (1971) 年 1 月	築年数	築 54 年 (R7.7 時点)
	延床面積	9,016 m ²	耐震性能	免震構造
	大規模改修履歴	免震改修 (平成 16 (2004) 年度)		
地域地区	都市計画区域	市街化区域	用途地域	商業地域
	建ぺい率/容積率	80 / 500	防火・準防火地域	防火地域
	その他	駐車場整備地区		
現況	築 54 年が経過し、建物の劣化が進行している。			
接道状況	北側	県道 603 号	東側	市道 A-272 号線
	南側	市道 A-273 号線	西側	市道 A-271 号線
周辺施設 (参考)	厚木中央公園		19,416.79 m ²	公衆便所あり (58 m ²)
	厚木中央公園地下駐車場		地下 2 階	収容台数 500 台
	大手公園		998 m ²	公衆便所あり (10.08 m ²)

※本庁舎敷地を始め、近接する厚木中央公園や大手公園、厚木中央公園地下駐車場等との連携により、周辺エリア全体を面的に捉えた活用の方向性を定めることから、本庁舎敷地の一帯を「周辺エリア」と位置付けます。

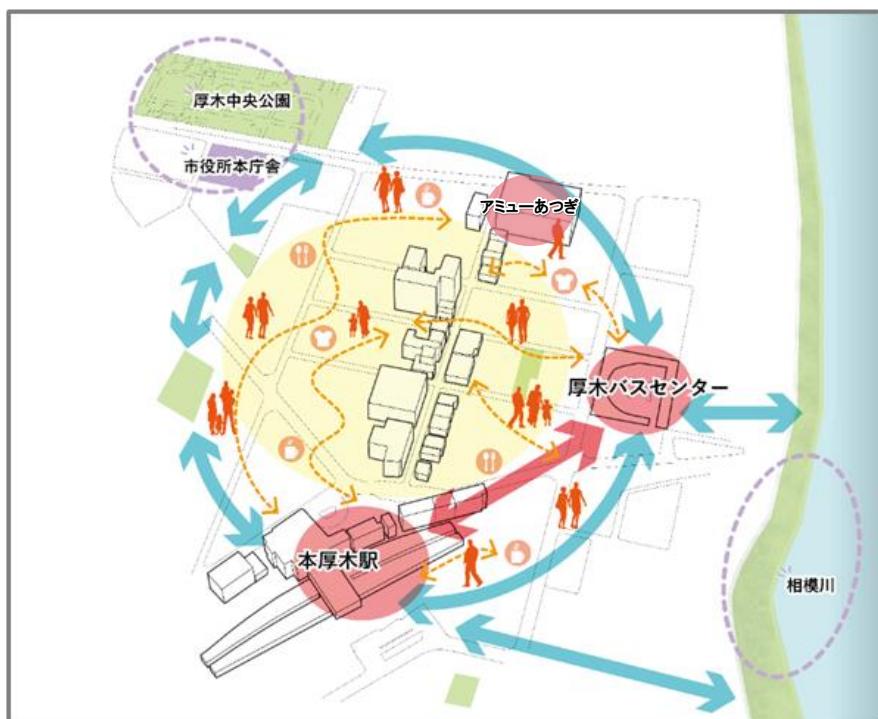
3 計画の位置付け

多目的アリーナの整備が、中心市街地の回遊性向上に寄与することや多様な人々が集う新たな交流拠点としての役割を踏まえ、本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画やスポーツの聖地づくり基本構想等を考慮して基本計画を策定します。

上位計画における基本計画の位置付け



中心市街地の回遊性向上のイメージ

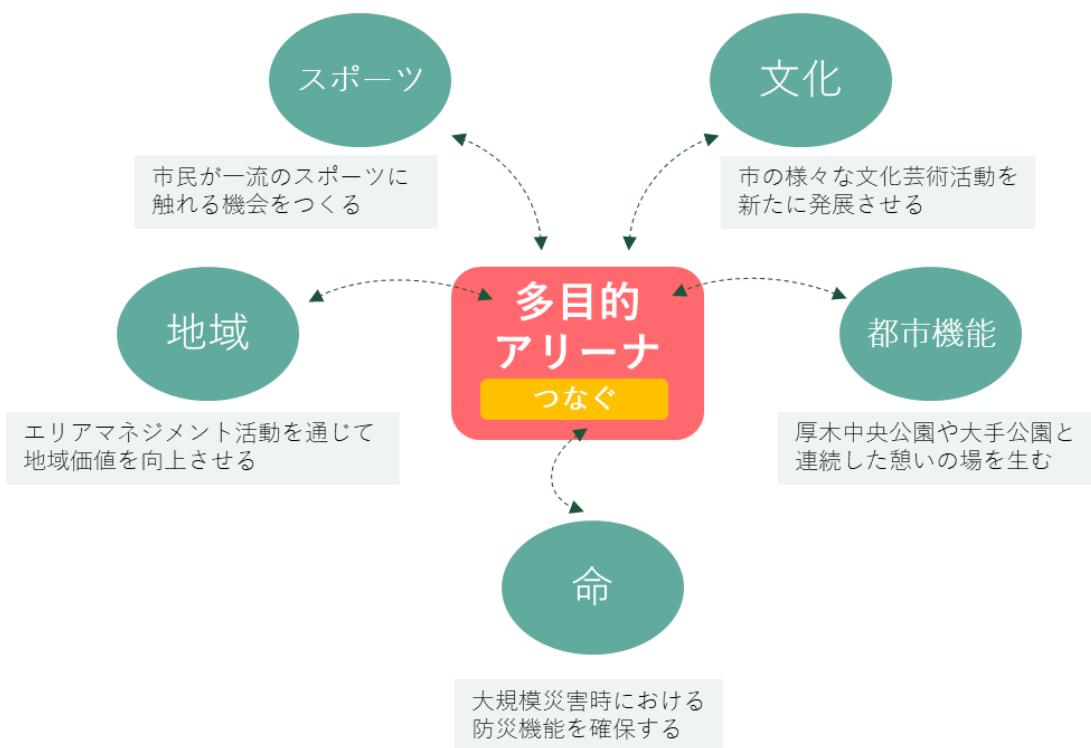


本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画（令和4年9月）を基に作成

4 多目的アリーナ整備の基本理念

多目的アリーナを整備することにより、本市にもたらす様々な効果として、市内での飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果が見込まれるほか、本厚木駅周辺における新たなまちの求心力の創出や市民の皆様のシビックプライドの醸成等の社会的効果が見込まれます。こうした点を踏まえた上で、基本方針では多目的アリーナ整備の基本理念は次のとおりとしています。

基本理念：ヒト・モノ・コトをつなぐハブ（結節点）としての多目的アリーナ



5 計画策定の基本的な視点

基本理念を具体化するため、次の4つの基本的な視点を踏まえて基本計画を策定します。

(1) 歩行者の目的地となる新たなにぎわいと交流の創出

プロスポーツのトップリーグ開催などの「みるスポーツ体験」や、高いエンターテインメント性を持つアーティストによる「音楽イベント等」の実現、市内企業を始めとする見本市・展示会を通じた「新たなビジネスチャンス」の創出など、歩行者の目的地として多様な人々が集う新たな交流拠点を創出し、回遊性向上を目指します。

(2) 周辺エリア全体の価値向上と災害対応力の強化

厚木中央公園や厚木中央公園地下駐車場、大手公園といった既存の公共施設等の周辺エリアと連携し、多目的アリーナと一体的に活用することにより、訪れた人々に連続性のある憩いの空間を確保します。また、本厚木駅周辺の災害対応力強化を図るため、大規模災害時における防災機能を確保します。

(3) 民間活力を最大限活用した持続可能な運営体制の構築

民間事業者へのサウンディング調査¹を踏まえながら、施設の設計、建設段階から民間のノウハウや創意工夫を最大限活用した「運営重視の施設」を目指します。また、財政負担の軽減と民間活力が効果的に発揮されることが両立できる持続可能な事業手法について検討を行います。

(4) 市民や民間事業者とのきめ細かな情報共有

基本計画の策定に当たっては、市民の皆様に対して、多目的アリーナ整備に関する本市の考え方を丁寧に説明するとともに、市の考え方に対する市民の皆様の意見を踏まえたものとするため、令和6年度に実施したオ

¹ サウンディング調査：公共施設の整備や運営などの事業検討段階において、民間事業者の提案・意見等を把握し、事業条件の整理等を目的に実施する市場調査・情報収集

プランハウス²を始め、多様な市民参加手続を実施します。また、基本計画を実効性のあるものとするため、サウンディング調査を実施するなど、事業の担い手である民間事業者とのきめ細かな対話を繰り返しながら検討を行うものとします。

6 検討の手順

次の検討手順に沿って、基本計画を策定します。

検討項目	内容
(1) 計画条件の整理	上位計画や関連計画等を整理し、国や他都市の動向に関する調査、分析を行います。
(2) 市場動向の把握	地方公共団体が整備した多目的アリーナを始めとした類似施設について、開発経緯、事業手法などの調査、分析を行います。
(3) サウンディング調査	プロスポーツ、音楽コンサート、その他利用の需要及び施設に求める機能について、各団体へサウンディング調査を行います。
(4) 施設計画の検討	(1)から(3)までの検討項目を踏まえ、施設の用途や利用対象者などを整理し、周辺交通環境等に対する影響も考慮した施設計画や配置計画を検討します。
(5) 事業手法の検討	多目的アリーナの特性を踏まえ、事業手法の特徴や留意点等を整理し、比較検討を行います。

² オープンハウス：多くの市民などが集まるイベントや外部施設において、パネル展示と併せ事業概要を説明しながら意見を伺う手法

7 検討体制

庁内においては、主に施設所管部長で構成する会議体と、施設所管課長で構成する会議体を新たに設置します。

また、市の附属機関として、市内の関係団体や関係分野での学識経験者、公募市民から構成する委員会を新たに設置します。

庁内会議	内容	委員構成
厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会	新たな交流拠点としての多目的アリーナについて、最適な整備計画に関する検討を行います。	主に施設所管部長
厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会幹事会		主に施設所管課長
附属機関	内容	委員構成
厚木市新たな交流拠点検討委員会	新たな交流拠点としての多目的アリーナの在り方や最新のアリーナ動向を踏まえ、最適な整備計画について審議・検討します。	関係団体の代表 学識経験者 公募市民

8 スケジュール

次のスケジュールに沿って基本計画を策定します。

